

## 都市計画マスタープラン（素案）概要版

---

- ・ 全体構想（素案・概要版） ---1～21

# 【序章】

## 第1節 都市計画マスタープランの目的と役割

### (1) 都市計画マスタープランとは

- ・都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。
- ・目指すべき都市の将来像を設定し、今後10年間の土地利用や道路・公園・下水道などの都市施設の整備に関する基本的な方針を定めます。

### (2) 策定のねらい

- ・市町村合併に伴う行政区域の広域化と、都市を取り巻くさまざまな社会経済情勢の変化に対応した都市づくりの方向性を示すため、策定します。

### (3) 計画の位置付け

- ・都市計画マスタープランは、「長岡市総合計画」に即して定める、土木・都市整備分野の基本方針。

### (4) 計画の対象

- ・都市計画区域の指定の有無に係らず、長岡市全域を対象とします。



図1 都市計画区域の指定状況

### (5) 計画の目標年次

- ・目標年次 平成31年度（2019年度）
- ・計画期間 平成22年度から平成31年度

## (6) 計画の構成

- ・都市計画マスタープランは、市域全体の都市づくりの方針を示す「全体構想」、各地域の都市づくりの方針を示す「地域別構想」、都市の将来像の実現にあたっての考え方や手法を示す「都市づくりの進め方」の3つで構成します。

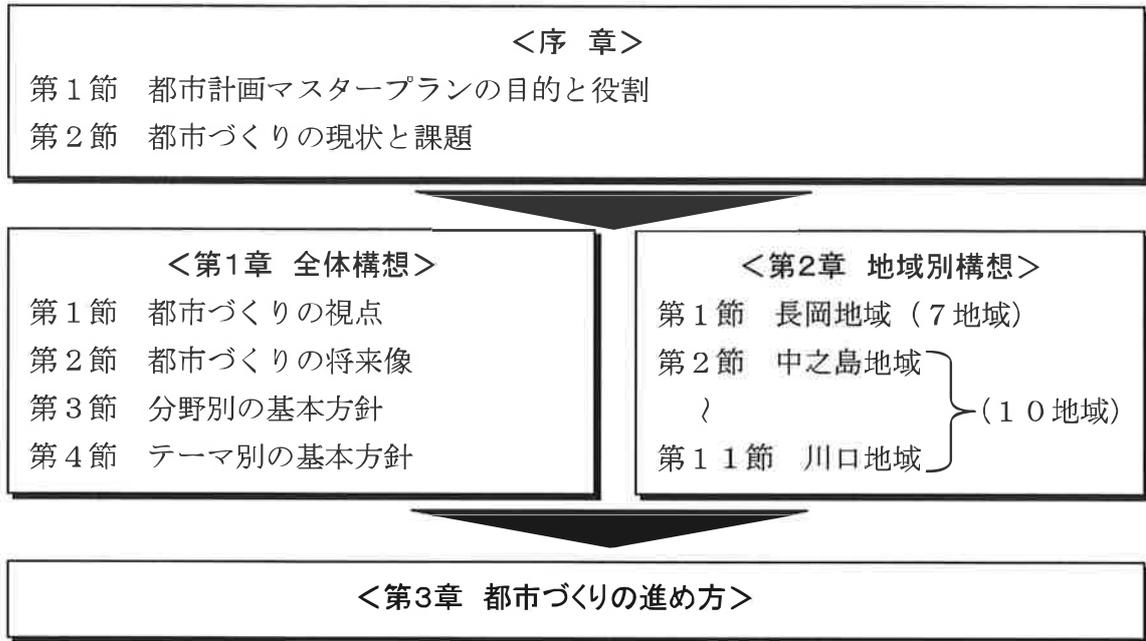


図2 計画の構成

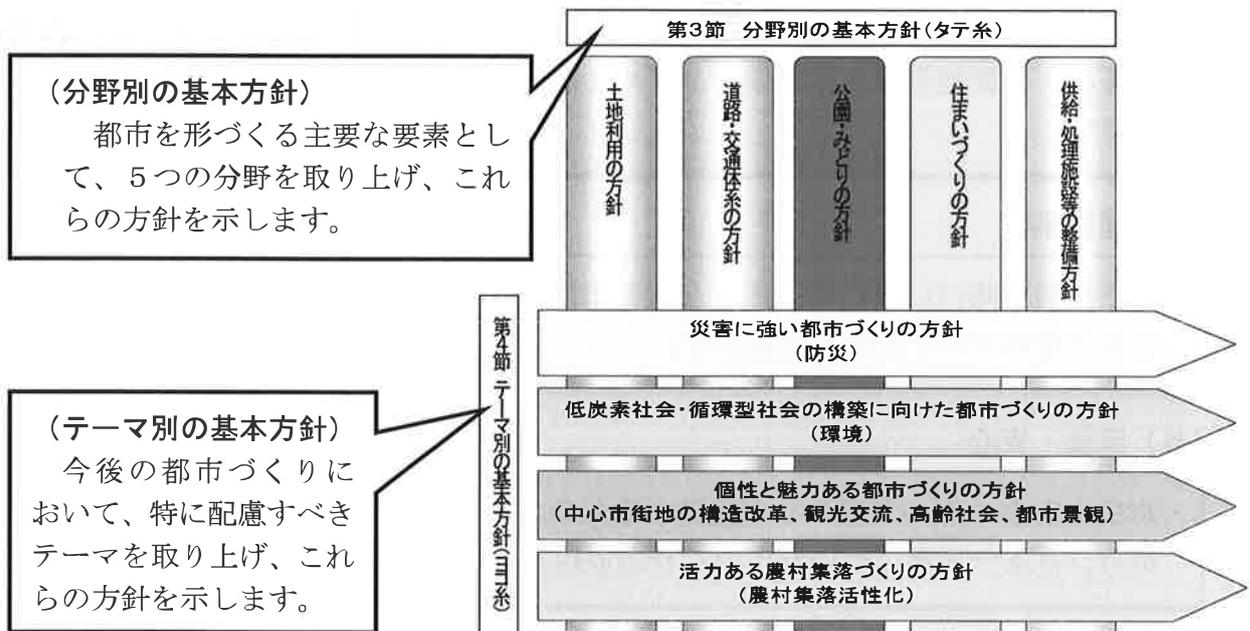


図3 分野別の基本方針とテーマ別の基本方針の関係

## (7) 市民参加による計画づくり

- ・これまで各地域において、各2回の「地域別意見交換会」を実施しました。
- ・全体の参加者数は、1, 122名。

---

---

## 第2節 都市づくりの現状と課題

---

---

### (1) 広域的な役割

- ・本市は、高速交通網が充実し、中越地域最大の人口と県内第2位の商業・工業集積を有しています。
- ・中越地域の中心都市として、地域全体の発展を牽引していくことが必要です。

### (2) 個性的な地域

- ・本市は、11地域それぞれがまちの個性と魅力を有しています。
- ・各地域が相互に連携することにより、新たな価値を生み出す都市づくりを進めていくことが必要です。

### (3) 人口減少と高齢化

- ・平成32年までに、本市の人口は約2万5千人が減少する見通しです。
- ・平成32年には、概ね3人に1人が高齢者（65歳以上）となる見通しです。
- ・今後の人口減少や高齢化の進展を見据えた都市づくりが必要です。

### (4) 市街地の変遷

- ・これまで人口増加とモータリゼーションの進展により、市街地を拡大してきました。
- ・今後は、市街地を適正な規模にとどめ、既成の市街地を有効に活用していくことが必要です。

### (5) 産業集積

- ・都市間競争時代において、今後とも都市活力を持続・創出していくため、産業集積をさらに進めていくことが必要です。

### (6) 安全・安心

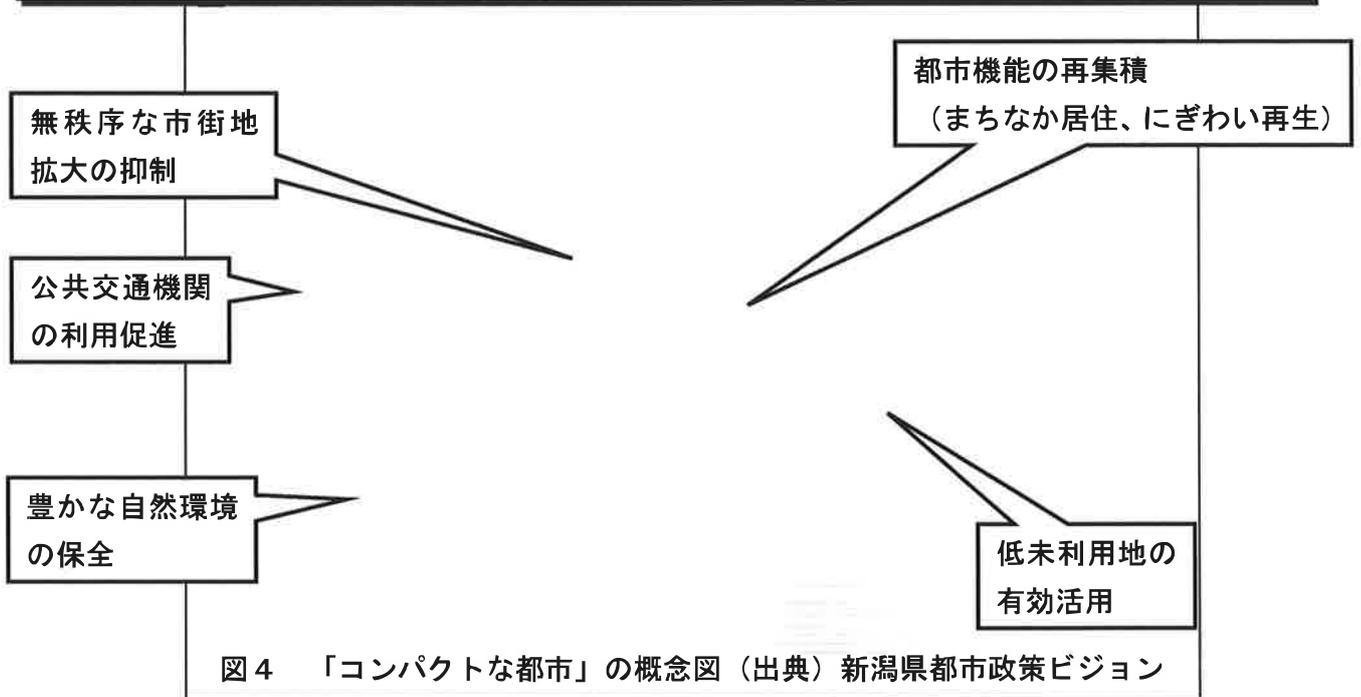
- ・市民の安全・安心な暮らしを確保するため、水害と2度の震災で得た教訓を活かしながら、日本一災害に強い都市づくりに取り組むことが必要です。

### (7) 環境共生

- ・本市の豊かな自然環境は、貴重な資源として維持・保全することが必要です。
- ・「低炭素社会」や「循環型社会」の構築に向けた都市づくりに取り組むことが必要です。

## 第3節 コンパクトなまちづくりの考え方

- ・「コンパクトな都市」とは、住宅・学校・商店・福祉施設などが適切に配置された歩いて暮らせる区域と、広域的、基幹的な医療・教育・商業・娯楽などの都市機能が集積した区域が結合、あるいは公共交通のネットワークで結ばれている都市のこと。
- ・「コンパクト」とは、「小さくする」ということではなく、「市街地の中身を濃くする」こと。



## 【第1章 全体構想】

### 第1節 都市づくりの視点

中越地域の発展を牽引する都市をつくること

質の高い生活サービスを享受できる、

安全・安心・快適な都市をつくること

各地域の歴史・個性・魅力が輝くまちをつくること

環境にやさしい都市をつくること

市民協働による都市づくりに取り組むこと

## 第2節 都市づくりの将来像

### コンパクト……

既成市街地を有効に活用し、質の高い生活空間を形成する。

### まちとまち……

共存共栄の精神のもと、地域それぞれが、個性的に輝き、魅力を高めあう。

## コンパクトに 絆でつなぐ まちとまち 長岡

### 絆……

ハード・ソフト両面で地域と地域、人と人を結ぶ。そして次世代へと都市づくりをつなげる。

- ・ハード：公共交通網、道路網
- ・ソフト：市民との協働によるまちづくり（市民力・地域力）

### 将来都市像の実現に向けた 都市づくりの“3つのポイント”

#### point1

都市の活力を生み出し、地域生活を支える「都心地区」及び「地域の中心部」を形成。相互を円滑で便利な幹線道路及び公共交通網で結ぶ。

#### point2

市街地を適正な規模にとどめ、既成市街地を有効に活用する。

#### point3

環境への負荷を軽減するとともに、市民が安全に安心して暮らせる生活空間を創る。

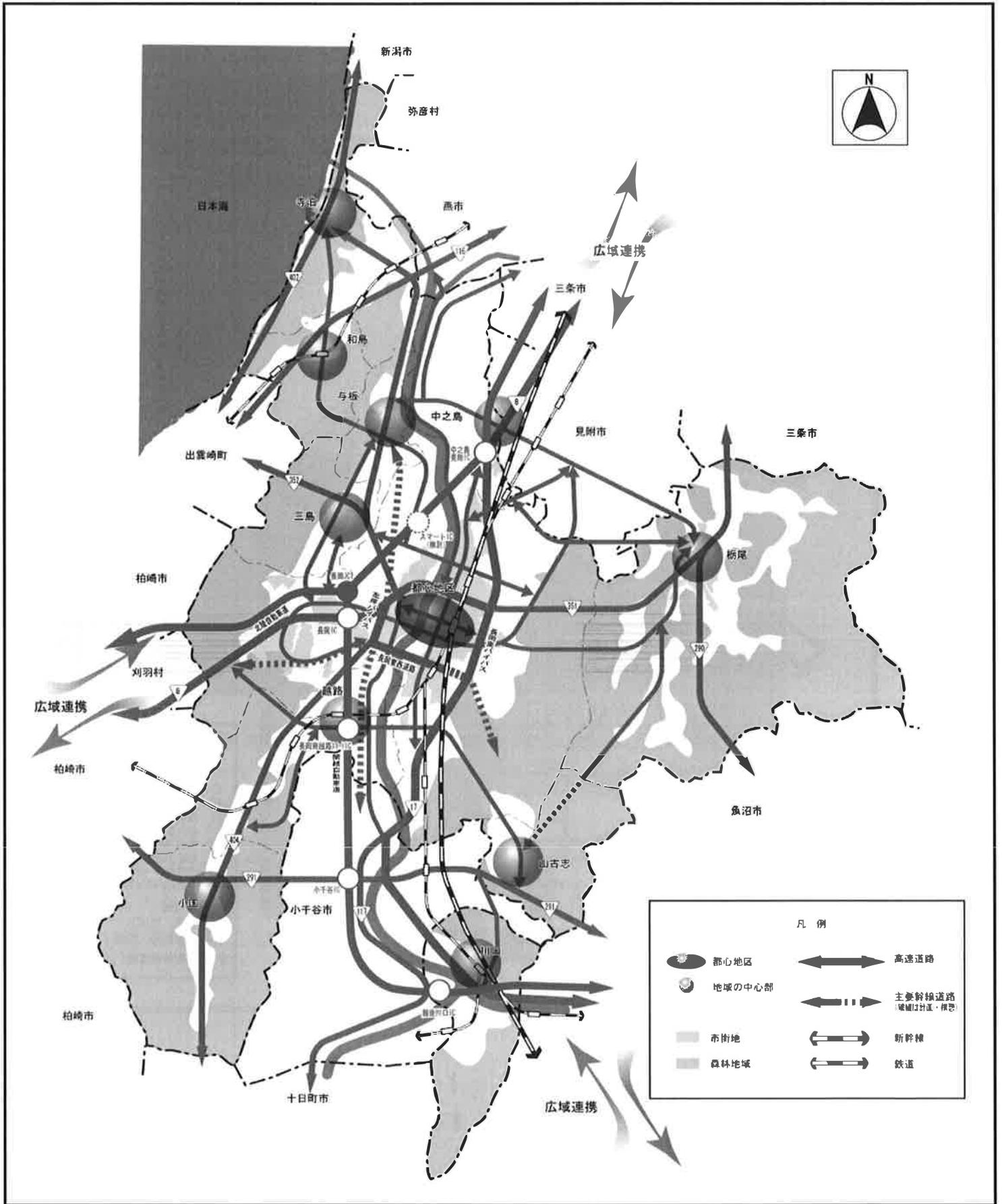


图5 将来都市構造図（今後10年間）



## 第3節 分野別の基本方針

都  
市  
づ  
く  
り  
の  
5  
つ  
の  
分  
野

### 1 土地利用の方針

- ・住居系土地利用
- ・商業系土地利用
- ・工業系土地利用
- ・大規模遊休地の土地利用転換
- ・土地利用の将来像

### 2 道路・交通体系の方針

- ・都市間を結ぶ広域的な幹線道路網
- ・都市内の幹線道路網
- ・身近な生活道路網
- ・公共交通網（バス交通）

### 3 公園・みどりの方針

- ・自然環境の保全・活用
- ・水と緑のネットワークの形成
- ・誰もが利用しやすい公園づくり
- ・都市緑化の推進

### 4 住まいづくりの方針

- ・安全で安心して暮らせる住まいづくり
- ・住み続けられる住みたくなる住まいづくり
- ・環境に配慮した住まいづくり
- ・地域の個性を活かした長岡らしい住まいづくり

### 5 供給・処理施設等の整備方針

- ・上水道
- ・下水道（汚水）
- ・河川・下水道（雨水）

## (1) 土地利用の方針

### 住居系土地利用の方針

#### 基本的な 考え方

- 既成市街地においては、低・未利用地の解消と同時に、地域特性にあった質の高いゆとりある居住環境の形成を図ります。
- 農村集落では、集落活力の維持・再生に向けて、都市整備の面からも適切な支援を行います。
- 定住人口を確保し、新たな都市活力を創出していくため、多様な市民ニーズを受け止めながら、適正な規模の住宅地の整備・供給を図ります。

#### <住居系市街地の拡大を検討する地区の基本的な考え方>

##### ①コンパクトなまちづくり

- ・「都心地区」を核としながら、まとまりのある市街地形成を図るため、長岡地域の信濃川右岸においては、長岡東バイパスから西側、長岡東西道路から北側の区域及びその周辺を基本とすること。
- ・同様に、長岡地域の信濃川左岸においては、国道8号、長岡東西道路、左岸バイパスに囲まれた区域及びその周辺を基本とすること。
- ・既成市街地に隣接した地区を基本とすること。
- ・周辺に市街化区域内の未利用地が残されていない地区を基本とすること。
- ・周辺に現在分譲中あるいは今後まとまった宅地分譲の予定のない地区を基本とすること。

##### ②安全・安心なまちづくり

- ・自然災害の発生するおそれがないこと。
- ・市街地内の浸水被害を防ぐため、開発に伴って発生する雨水流出を確実に処理できること。
- ・既成市街地との連続性がしっかりと確保され、緊急・災害時における迅速な対応が可能なこと。

##### ③既に整備された社会資本ストックの有効活用

- ・既に整備された都市基盤や公共施設等を有効に活用でき、開発整備に伴って大規模な公共投資(道路、上下水道、河川改修、学校など)を新たに発生させないこと。

##### ④公共交通の利便性

- ・将来的な高齢化の進行を見据えると同時に、環境負荷の低減を図る観点から、公共交通が利用しやすいこと。

##### ⑤農業政策との調和

- ・食料生産基盤を確保するため、優良な農地は原則として保全すること。
- ・関連する農業施策と十分な調整が図られること。
- ・開発に伴って、周辺の営農環境に影響を及ぼさないこと。

##### ⑥計画的かつ一体的な開発の確実性

- ・地域特性を活かした魅力的なまちづくりに向けて、地元がまとまっていること。
- ・土地区画整理事業や民間開発により、確実に市街地整備がなされる見込みがあること。

##### ⑦環境への影響

- ・開発に伴って、周辺住民の暮らしや自然環境等に影響を及ぼさないこと。

##### ⑧開発の地域貢献

- ・開発区域のみならず、周辺地域の市街地環境の改善(日常生活の利便性の向上、インフラの整備など)に寄与すること。

## 商業系土地利用の方針

### 基本的な 考え方

- 日常生活における買い物の利便性の維持・向上を図るとともに、中越地域の中心都市として、広域的な商業集積による求心力の向上を目指します。
- 買い物利便に応じた「近隣型」、「地域型」、「広域型」の3つの商業集積類型の計画的な配置を促進します。
- 各々の商業集積の役割に応じ、必要な機能をきちんと集約・確保できるよう土地利用を誘導します。

表1 各商業集積の規模の目安と配置方針

区分	主な役割	規模の目安（上限）		配置方針
	施設の形態 (例)	建物規模 注1)	集積の規模 注2)	
近隣型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮食料品など、最寄品を提供。</li> <li>・日常生活の買い物需要を担う。</li> <li>・各地域の核となる商業集積。</li> </ul>	3千㎡ 以下	～1万㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な買い物需要や高齢化の進行を踏まえ、身近な範囲への配置を促進します。</li> <li>・各地域の商業機能の維持・増進につながるものについては、積極的に支援します。</li> <li>・主に地域間を結ぶ幹線道路沿道等への配置を促進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街</li> <li>・食品スーパー</li> </ul>			
地域型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄品のほか、一部の買回品も提供。</li> <li>・近隣型商業集積よりも規模が大きく、広範囲からの買い物需要を担う。</li> </ul>	1万㎡ 以下	1万～ 2.5万㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣型商業集積よりも広範囲からの買い物需要に応えることから、交通利便性の高い場所への配置を促進します。</li> <li>⇒国道8号、国道17号、長岡東西道路、左岸バイパス等の4車線以上の幹線道路沿道及び結節部</li> <li>⇒これら道路と接続する長岡IC周辺</li> <li>・周辺の消費需要や既存商業集積の状況、地域ニーズに応じて新たな展開を検討します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合スーパーマーケット(量販店)</li> <li>・ホームセンター</li> </ul>			
広域型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中越地域全体の広域商圈を担う。</li> <li>・都市の求心力の向上とまちの賑わいを創出する。</li> </ul>	上限 なし	上限 なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心地区への配置を基本とします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショッピングセンター</li> <li>・デパート</li> <li>・専門店</li> </ul>			

注1) 建物規模の上限の目安：店舗1棟当たりの床面積  
 注2) 集積の規模の目安：店舗が複数棟集まった際の床面積の総量

## 工業系土地利用の方針

### 基本的な 考え方

- 「日本海側 No. 1 の産業・技術集積都市」の実現に向けて、工業団地の機能強化・整備を図ります。
- 地域の雇用を支え、地域産業の活性化につながる工場等の集積を図ります。
- ハード・ソフト両面の機能強化に向けて、都市基盤の整備を図ります。

- ① 「日本海側 No.1 の産業・技術集積都市」の実現に向けた工業拠点の形成
- ② 都市整備の面からも、地域産業の活性化を積極的に支援
- ③ ハード・ソフト両面の産業機能の強化に向けて、都市基盤整備を推進
- ④ 住宅と工場が共存できる市街地環境の形成

## 大規模遊休地の土地利用転換の方針

### 基本的な 考え方

- 「コンパクトなまちづくり」の推進に向けて、既成市街地において残されている大規模遊休地の解消を進めます。

### <大規模遊休地の有効活用に向けた「地区計画」の見直し要件>

- 業務系用途地域がこれまでに指定され、法律で認められている立地可能な建築物（用途・規模）を、地区計画によって制限している地区であること。
- 積極的な分譲活動を継続的に展開しても開発が進まず、一定期間（分譲後5年以上）土地が遊休化し、産業立地の促進に支障を来していることと認められ、かつ、具体的な土地利用計画が明らかであること。
- 地元町内会等が中心となって、地区計画の変更を要望し、その変更内容が、既存のインフラや周辺的生活環境に大きな影響を及ぼさないこと。

## (2) 道路交通体系の方針

### 道路網の整備方針

#### 基本的な 考え方

- 広域的な都市間の交流・連携の促進に向けて、高速道路の積極的な活用とともに、ラダー型広域幹線道路網（※）の整備に取り組めます。
- ※市の中央部を流れる信濃川を軸として、道路が「はしご（＝ラダー）状」に配置されていること。
- 円滑で安全・安心な交通環境を形成するため、地域内の骨格となる道路網の整備をはじめ、歩行者の安全性に配慮した道路空間づくりに取り組めます。
- 効率的かつ効果的に道路網を整備するため、交通需要に合わせた道路計画の見直しや、道路施設の長寿命化に向けた維持・管理に取り組めます。

#### ① 広域的な交流・連携を促進する道路網の整備

- ・高速道路の積極的な活用
- ・大環状道路（長岡東西道路、左岸バイパス）の整備
- ・主要幹線道路（国道や県道など、地域間を結ぶ道路）の整備
- ・「道の駅」の整備

#### ② 市内の円滑かつ安全・安心な交通環境の形成

- ・都市内幹線道路網（都市計画道路など、地域内の骨格となる道路）の整備
- ・身近な生活道路の整備・改善
- ・安全・安心かつ快適な道路空間の形成
- ・駐車場・駐輪場の整備

#### ③ 交通需要に合わせた道路計画の見直し

#### ④ 道路施設の戦略的な維持・管理

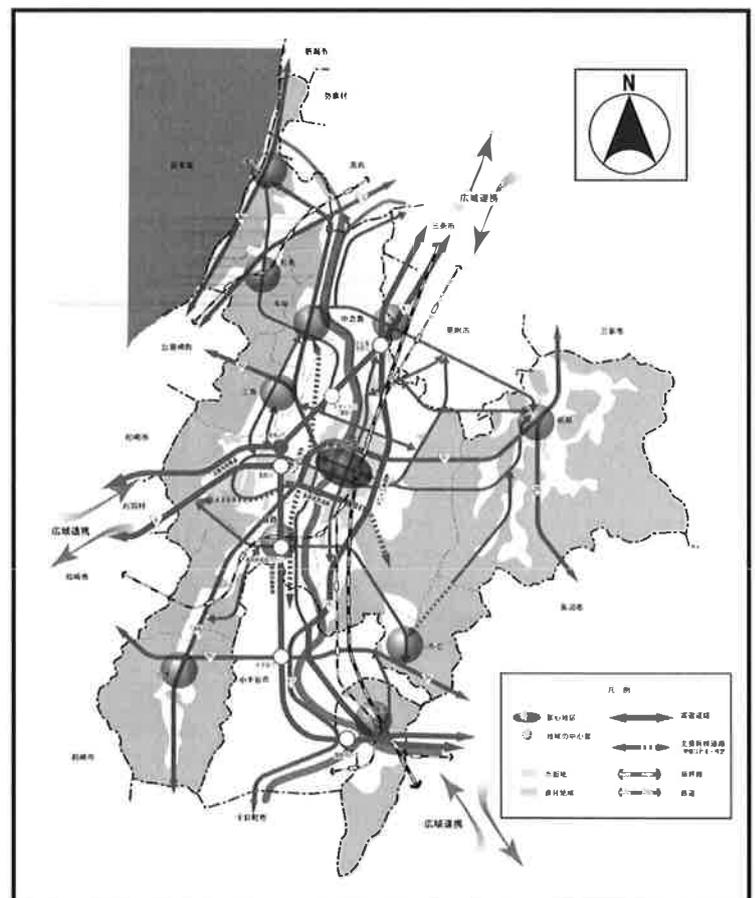


図7 道路網の整備方針図（今後10年間）

## 公共交通網の整備方針

### 基本的な 考え方

- 「コンパクトなまちづくり」を推進し、高齢社会への対応と環境負荷の低減を図るため、過度な自動車利用から公共交通への利用転換を促進します。
- 基幹的なバス路線を維持し、地域内や周辺地域を相互に連絡する路線については、利用実態に応じて効率化を図りつつ生活交通を維持します。
- 都心地区の利便性を高めるバス交通や鉄道駅等での交通結節機能の強化、観光交流の促進につながる公共交通など、多様な地域交流を促進する公共交通網の充実を促進します。
- 公共交通の空白地域については、住民が主体となった公共交通の検討や運営に対して適切な支援を行います。

### ① 「コンパクトなまちづくり」に向けた総合的な交通戦略の推進

### ② 日常生活を支え、多様な地域交流を促進する公共交通網の維持・強化

- ・日常生活を支えるバス交通の維持・充実
- ・都市機能の利便性を支えるバス交通の充実

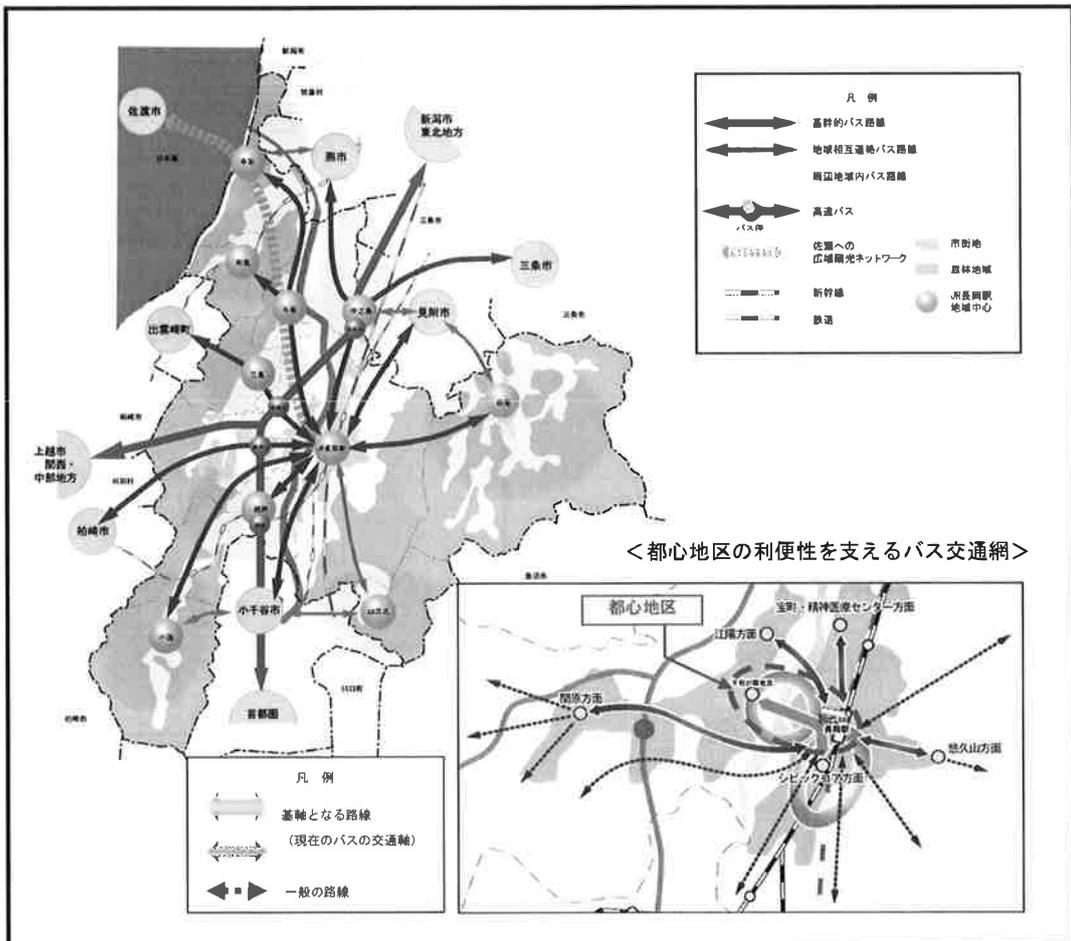


図8 公共交通網の整備方針図

### (3) 公園・みどりの方針

#### 基本的な 考え方

- 本市の豊かな自然環境の保全・活用と、信濃川水系の河川を軸とした水と緑のネットワークの形成を進めます。
- 防災面にも十分配慮しながら、市民の身近な憩いの場となる公園づくりに取り組めます。
- 緑豊かな都市づくりを進めるため、地域の顔となる地区などにおいて、地域が誇れる緑の空間づくりに取り組めます。また、市民との協働により、都市緑化を推進します。

- ① 自然環境の保全・活用
- ② 信濃川水系を軸とした水と緑のネットワークの形成
- ③ 緑の拠点づくり
- ④ 防災に配慮した公園づくり
- ⑤ 誰もが利用しやすい公園づくり
- ⑥ 市民との協働による都市緑化の推進



図9 子育ての駅 千秋

### (4) 住まいづくりの方針

#### 基本的な 考え方

- 安全で安心して暮らせる住まいづくりに向けて、住宅の耐震化や克雪住宅の普及を促進します。
- 定住人口を確保するため、多様化する市民ニーズに対応した住まいづくりを進めます。
- 低炭素社会や循環型社会の構築に向けて、環境に配慮した住まいづくりを促進します。
- 各地域の豊かな自然や歴史・文化を活かした住まいづくりを促進し、長岡に暮らす魅力を高めます。

- ① 安全で安心して暮らせる住まいづくり
- ② 住み続けられる住みたくなる住まいづくり
- ③ 環境に配慮した住まいづくり
- ④ 地域の個性を活かした長岡らしい住まいづくり



図10 中山間地型復興住宅  
(山古志地域)

## (5) 供給・処理施設等の整備方針

### 上水道の整備方針

#### 基本的な 考え方

- 上水道の安定供給に向けて、老朽化した水道施設を計画的に更新します。
- 災害時の重要なライフラインとして、水道施設の耐震化を進めます。
- 水道事業の経営の効率化を促進し、健全な経営で信頼される水道づくりに取り組みます。

- ① 安全でおいしい水を供給する水道づくり
- ② 災害に強い安定した水道づくり
- ③ 健全な経営で信頼される水道づくり
- ④ 環境にやさしい水道づくり

### 下水道の整備方針

#### 基本的な 考え方

- 快適な市民生活の確保に向けて、市域全体の汚水処理環境の早期整備を図ります。
- 老朽化の進む処理施設や管きよの改築・更新、耐震化により、災害に強い下水道づくりを進めます。
- 発生汚泥の減量・リサイクル化など、環境に配慮した取り組みを進めます。

- ① 市域全体の汚水処理環境の早期整備
- ② 災害に強い下水道づくり
- ③ 環境に配慮した取り組みの推進

### 河川・下水道（雨水）の整備方針

#### 基本的な 考え方

- 水害から市民生活を守るため、河川改修と下水道整備の連携により、雨水排水対策の強化を図ります。
- 信濃川をはじめとした河川空間は、本市を代表する自然資源として、その保全を図るとともに、市民に親しまれる親水空間づくりを進めます。

- ① 河川改修の促進
- ② 都市雨水排水対策の強化
- ③ 市民に親しまれる親水空間づくり

## 第4節 テーマ別の基本方針

### 都市づくりの4つのテーマ

#### 1 災害に強い都市づくりの方針

- ・災害に強い道路網・公共交通網の構築
- ・水害に強い都市づくり
- ・震災・火災・津波に強い都市づくり
- ・雪に強い都市づくり

#### 2 低炭素社会・循環型社会の構築に向けた都市づくりの方針

- ・低炭素社会の構築
- ・循環型社会の構築

#### 3 個性と魅力ある都市づくりの方針

- ・中心市街地の構造改革
- ・観光交流都市づくり
- ・高齢社会に対応した都市づくり
- ・景観に配慮した都市づくり

#### 4 活力ある農村集落づくりの方針

- ・快適な生活環境の創出
- ・集落活力の維持・再生
- ・都市計画区域外の地域への対応

## (1) 災害に強い都市づくりの方針

### 基本的な考え方

- 水害と2度の震災の教訓を活かし、「日本一災害に強い都市<sup>まち</sup>」の実現に向けて、ハード・ソフト両面から災害に強いまちづくりを推進します。
- 災害時においては、集落の孤立を防ぐとともに、迅速かつ的確に救助・支援物資の輸送ができるよう、道路・橋りょうの耐震化や代替ルートの整備に取り組めます。合わせて、高速道路、鉄道、空路、航路など、多様な輸送ルートの確保による緊急輸送網の構築を図ります。
- 豪雨による浸水被害を防止・軽減するため、河川改修の促進や優良農地の保全、雨水貯留・流出抑制を含めた雨水排水対策の強化を図ります。また、土砂災害を防止するため、治山対策を促進します。
- 地震に対する都市の防災性を高めるため、建物・ライフラインの耐震化や救援・救護の活動拠点となる公園整備など、災害に強い都市基盤づくりを進めます。
- 冬期間の安全・安心な道路空間を確保するため、現在の除雪体制を維持し、さらにきめ細かな除雪に取り組めます。また、克雪住宅の普及促進など、雪に強い住まいづくりを進めます。

### ① 災害に強い道路網・公共交通網の構築

- ・総合的な緊急輸送ネットワークの整備
- ・集落へのアクセス道路網の整備
- ・公共交通の確保

### ② 水害に強い都市づくり

- ・河川改修の促進
- ・雨水排水対策の強化
- ・治山対策の促進と優良農地の保全

### ③ 震災・火災・津波に強い都市づくり

- ・長岡防災シビックコア地区の整備
- ・防災拠点の整備
- ・市街地の防災性の向上
- ・建築物の耐震化
- ・ライフラインの耐震化
- ・津波対策の促進

### ④ 雪に強い都市づくり

- ・安全・安心な道路空間の確保
- ・雪に強い住まいづくり

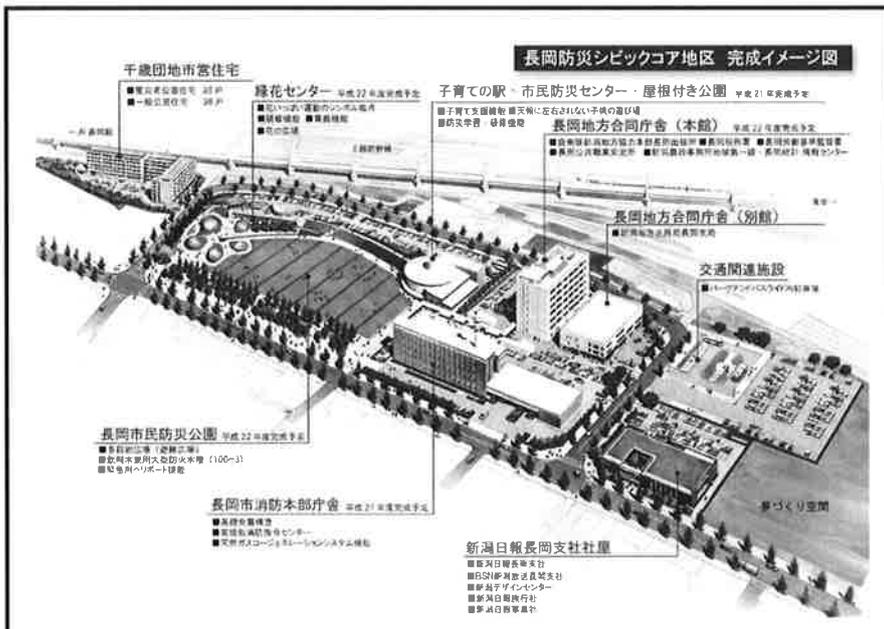


図 11 長岡防災シビックコア地区の完成イメージ

## (2) 低炭素・循環型社会の構築に向けた都市づくりの方針

### 基本的な 考え方

- 「コンパクトなまちづくり」の考え方に立って、自動車に過度に依存しなくても生活しやすい都市構造への転換を進めるとともに、都市づくりの各分野においても、二酸化炭素の排出削減に向けたさまざまな取組みを展開し、低炭素社会の構築を目指します。
- 省資源化と環境負荷の低減を図るため、都市づくりの各分野においても、「3R」{リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）}の取組みを導入し、循環型社会の構築を目指します。

### ① 低炭素社会の構築に向けた都市づくり

- ・「コンパクトなまちづくり」の推進
- ・公共交通への利用転換の促進
- ・円滑な道路交通環境づくり
- ・環境に配慮した住まいづくり
- ・森林の維持・保全と都市内における水と緑の活用
- ・環境負荷低減に向けた取組みの推進



図 12 低炭素社会の構築に向けた主な取組み

### ② 循環型社会の構築に向けた都市づくり

- ・住まいづくりにおける「3R」の推進
- ・公共施設整備におけるリサイクルの推進
- ・バイオマスタウンの推進
- ・健全な水循環系の構築



図 13 西部丘陵東地区における「環境共生型の創造的モノづくり拠点」の形成

### (3) 個性と魅力ある都市づくりの方針

#### 中心市街地の構造改革

#### 基本的な考え方

- 中心市街地においては、中越地域全体の中心としての拠点性を高め、広域の市民がさまざまな活動を展開できる「ハレ」の場づくりを進め、にぎわいと活気あふれる新しい長岡の「顔」づくりを推進します。
- シティホールプラザ『アオーレ長岡』の整備など、公共施設の「まちなか回帰」を先導的に実施し、これを起爆剤とした「まちなか型公共サービス」の幅広い展開により、中心市街地の構造改革を進めます。
- 中心市街地の活性化に向けて、「長岡市中心市街地活性化基本計画」に基づく各種施策を積極的に展開します。

- ① 「まちなか型公共サービス」の展開
  - ・ 公共施設の「まちなか回帰」
  - ・ 「まちなか居住」の促進
  - ・ 商業・業務機能の充実
  - ・ 市民活動の場と機会の充実
- ② 中心市街地への交通アクセスの向上
- ③ 来街者の利便性向上と回遊性の創出



図 14 中心市街地活性化の基本方針 (出典) 長岡市中心市街地活性化基本計画

## 観光交流都市づくりの方針

### 基本的な 考え方

- 観光振興は地域経済の活性化に向けてさまざまな波及効果が期待できることから、都市基盤整備の面からも、観光資源を活かしたまちづくりへの積極的な支援を行います。
- さらなる観光振興を図るため、マイカー利用者の受け入れ体制を整備するとともに、公共交通の利用環境の向上に取組みます。

### ① 観光交流施設等の整備推進

- ・地域資源を活かしたまちづくりの推進
- ・「海」を活かした観光振興
- ・もてなしの施設づくり

### ② 観光交流を支える道路・交通環境の整備・充実

- ・マイカー利用者の受け入れ体制の整備
- ・公共交通による利便性の確保

## 高齢社会に対応した都市づくりの方針

### 基本的な 考え方

- 「コンパクトなまちづくり」の推進により、高齢者が徒歩や公共交通で移動しやすい生活環境づくりに取組みます。
- 道路や公園などの公共施設の整備において、誰もが使いやすい「ユニバーサルデザイン」を積極的に導入するとともに、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりを促進します。

### ① 「コンパクトなまちづくり」の推進

- ・集約型の都市構造の構築
- ・公共交通の維持・充実

### ② 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

- ・高齢者が暮らしやすい住まいづくりの促進
- ・公共空間への「ユニバーサルデザイン」の導入



図 15 バリアフリー化された歩道  
(長岡防災シビックコア地区)

## 景観に配慮した都市づくりの方針

### 基本的な考え方

- 各地域が持つ歴史や文化、自然、伝統などを尊重しながら、景観資源の有効活用を図り、市民・企業・行政の協働による長岡らしい街なみ整備を推進します。
- 長岡らしい魅力ある都市景観の形成に向けて、市民が主体的に取り組む良好な景観形成を積極的に支援します。また、公共施設の整備にあたっては、デザイン性の高い施設整備に取り組みます。
- 信濃川をはじめ、守門岳から日本海に至る多様な地勢により構成される長岡の豊かな自然景観を、将来にわたって維持するとともに、これらの景観資源を活かしたまちづくりを進めます。

#### ① 景観資源を活かしたまちづくりの推進

#### ② 長岡らしい魅力ある都市景観の形成

#### ③ 美しく豊かな自然景観の保全・活用

- ・ 信濃川水系の河川景観の保全・活用
- ・ 農地、森林がつくる自然景観の保全・活用
- ・ 雄大な海浜景観の保全・活用

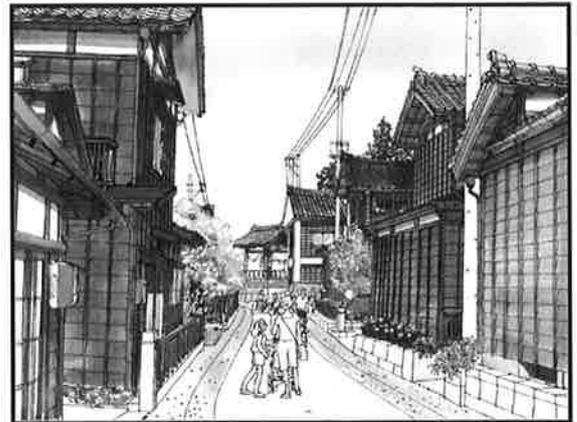


図16 「はちすば通り」の整備後のイメージ  
(和島地域)

### (4) 活力ある農村集落づくりの方針

### 基本的な考え方

- 農村集落における快適な生活環境を創出するため、特に集落において必要な生活基盤の改善や見直し、公共交通の維持を図ります。
- 農村集落では、集落活力の維持・再生を図るため、定住人口や交流人口の増加に向けた地域住民の主体的な取り組みを支援します。

#### ① 快適な生活環境の創出

#### ② 集落活力の維持・再生に向けた支援

- ・ 自主的な地域づくりへの支援
- ・ 都市と農村のふれあい交流の促進

#### ③ 都市計画区域外の集落への対応



図17 市街化調整区域地区計画  
(亀貝地区)